

あさひ つながるフランチ

～安心して住み続けられるあたたかいまち旭区～



第2期 旭区地域福祉計画（素案）

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

2025（令和7）年4月

大阪市旭区役所

はじめに

「地域福祉」とは、誰でも自分らしく安心して暮らせる地域、みんなが生活をともに楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく考え方です。

地域における福祉課題は、特定の人々だけに生じる特別な問題ではなく、誰にでも起こり得ることであり、地域全体の課題として受け止め、「我が事」として地域ぐるみで考える必要があります。

一方で、社会構造の変化や新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人と人との気かけあう関係性や、人と地域の「つながり」の大切さが再認識され、福祉と災害時に備えた防災との連携も重要性を増しています。

そうした中、旭区役所では、めざすべき将来のすがたとして、「安心して子育てできるまち」「やさしさあふれるまち」「活力あるまち」「安全に暮らせるまち」という 4 つの柱を継承しながら 2023（令和 5）年 3 月に 2 期目となる「旭区将来ビジョン 2027」を策定しました。

今回策定する第 2 期旭区地域福祉計画は、これらの視点を踏まえ、第 1 期地域福祉計画の取組内容と現在の社会情勢を検証し、「安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区」の実現に向けて策定しています。

第2期旭区地域福祉計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と経過

大阪市では、2004（平成 16）年に第 1 期「大阪市地域福祉計画」、2009（平成 21）年に第 2 期計画を策定して地域福祉を推進するための理念と市全体の方向性を定め、旭区においてはこれらの計画を受けた行動計画として「旭区地域福祉アクションプラン（あさひあったかまちづくり計画）」を 2006（平成 18）年に策定し、具体的な取組を進めてきました。

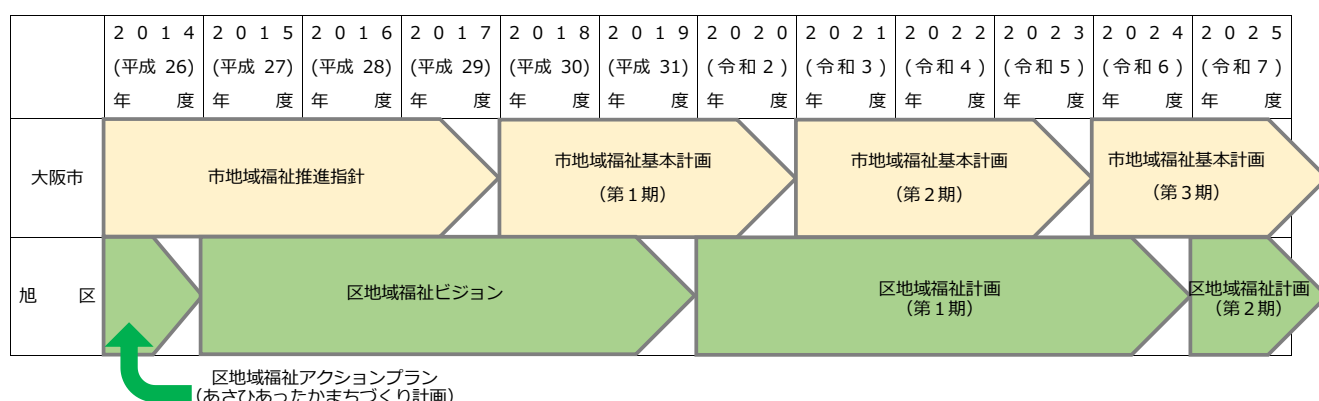
2012（平成 24）年には、「市政改革プラン」に基づく「ニア・イズ・ベター」（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、旭区はこの指針に沿って、2015（平成 27）年に「旭区地域福祉ビジョン」を策定し、当区の実情に照らした地域福祉の課題解決に取り組みました。

少子高齢化の急速な進展、家族構成の変化、就労形態の多様化等の社会経済状況の変化にともない、地域でのつながりが希薄になり、社会的孤立、こどもの貧困、児童や高齢者・障がいのある人への虐待、ヤングケアラー問題など、福祉課題がより一層複雑化、多様化、深刻化しています。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともににつくっていく「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

大阪市では、各区の地域福祉を推進する取組をさらに強力に支援していくため、2018（平成 30）年 3 月に「大阪市地域福祉基本計画」を、2021（令和 3）年 3 月に改訂版となる「第 2 期大阪市地域福祉基本計画」を策定し、さらに 2024（令和 6）年 3 月には、国・社会の動向や法制度、実態調査の結果や現行計画に基づく取組の進捗状況等を反映させた「第 3 期大阪市地域福祉基本計画」を策定しました。

今回、旭区においては、第 1 期「旭区地域福祉計画」の計画期間が 2025（令和 7）年 3 月末をもって終了することから、第 1 期計画の取組状況に関する点検・確認結果や社会情勢や国の制度変更等を反映した第 2 期「旭区地域福祉計画」を策定し、「安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区」の実現をめざして、区民のみなさまとともに取り組んでまいります。



（２）旭区地域福祉計画の位置づけ

●「大阪市地域福祉基本計画」との関係

社会福祉法第 107 条に基づき策定された「大阪市地域福祉基本計画」は地域福祉を推進する基礎的な計画であり、旭区地域福祉計画と一体で、基本理念や実施すべき基礎的な取組等を示しています。

	旭区地域福祉計画	大阪市地域福祉基本計画
位置づけ	旭区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	区地域福祉計画を支援する基礎的な計画
内容	・地域福祉に関する旭区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となる仕組みや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

●「旭区将来ビジョン 2027」との関係

旭区役所では、区内の基礎自治行政を推進していくうえで、「安心して子育てできるまち」、「やさしさあふれるまち」、「活力あるまち」、「安全に暮らせるまち」の 4 つを区のめざすべき将来像として掲げ、その実現に向けた施策展開の方向性等を取りまとめて区民のみなさまにお示しするものとして、2018（平成 30）年 3 月に「旭区将来ビジョン 2022」（2018（平成 30）年～2022（令和 4）年度）を策定しました。

2023（令和 5）年 3 月には、「旭区将来ビジョン 2022」の基本的な 4 つの柱の方針を引き継ぎながらも、現在の旭区の状況や大阪市全体の施策等も十分に考慮し、「旭区将来ビジョン 2027」（2023（令和 5）年～2027（令和 9）年度）を策定しました。

「旭区地域福祉計画」と「旭区将来ビジョン」は相互に補完するもので、「旭区地域福祉計画」は旭区がめざすべき将来像の地域福祉に関する部分について、具体的な方向性を示しています。

（３）計画期間と評価

第 2 期旭区地域福祉計画の期間については、旭区を取り巻くさまざまな福祉課題に対して、中長期的な視点で継続的に取り組む必要があることおよび区民のニーズや社会情勢の変化などに柔軟に対応していくため、2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度の 5 年間とします。また、各年度における確認・点検の結果や、今後、区や本市の関連する施策や計画に変化が生じた場合、必要に応じて見直します。

第 2 期旭区地域福祉計画を着実に推進し、めざすビジョンに近づけるために、「旭区地域福祉計画策定委員会」において「PDCA サイクル」を活用し、計画の検証と評価を行います。

第 1 章 旭区を取り巻く現状

巻末資料：統計データ

- ◇ 旭区の人口は、毎年緩やかな減少傾向にあり、今後も緩やかに減少をたどる見込みです。
- ◇ 年齢別人口割合においては、65 歳以上の人口は大阪市平均を上回り、全 24 区の中でも上位にあります。
- ◇ 旭区では、65 歳以上の世帯人員の割合において、約 44%が単身世帯です。
- ◇ 旭区の出生率は大阪市平均と同率ですが、合計特殊出生率は大阪市平均を上回っています。
- ◇ 障がい者手帳の所持者数については、10 年前と比較すると、身体障がい者手帳が 1.1 倍でほぼ横ばいですが、療育手帳が 1.42 倍、精神障がい者保健福祉手帳が 2 倍と大幅に増加しています。
- ◇ 生活保護受給者数については、コロナ禍の影響はあまり見られず、ほぼ横ばい状態から微増の状態です。

第2章 基本理念と目標

（１）地域福祉の推進のための大切な視点

①人権尊重の視点

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにしています。

しかしながら、未だ偏見や排除等の課題が存在し、インターネット上での誹謗中傷やあらゆるハラスメントなどの人権侵害が社会的な問題となっています。

本計画では、こどもからおとしよりまで障がいのある方もない方も、すべての人たちに保障されている権利を当たり前に行使できる『人権尊重の視点』を最も重要な考え方としています。

②住民主体の地域づくりの視点

少子高齢化が進む中、人と人のコミュニケーションやつながりが希薄になる一方で、生活や福祉ニーズは多様化され、地域生活における課題は複雑多岐にわたっていますが、地域住民が主体的に関わることで、その地域特有のニーズや課題をより正確に把握することができます。「ともに生き支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域」を実現させるためには、地域住民が主体となり、そこに関わるすべての人が力をあわせて住みやすい地域をつくり上げるという『住民主体の地域づくりの視点』が必要です。

③ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点

高齢者、障がいのある人、こども、外国人、低所得者など、社会的に弱い立場にある人々がさまざまな理由で社会から排除される現実を解決させるためには、地域社会全体での理解と協力が不可欠です。すべての人々が地域社会に参加し貢献できるよう、直面する課題を地域の課題として地域住民が協力して取り組むことができるよう『ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点』に立って、誰もが孤立せず安心して生活できる環境を整える必要があります。

④福祉コミュニティ形成の視点

これらの地域活動への住民の関心・参加率の低さや、地域福祉を進めるための人材が不足している、といった大きな課題があります。そのためには、人材育成や住民参加の促進、地域生活を支援する保健福祉サービスとの連携など『福祉コミュニティ形成の視点』に基づいた取組をすすめることが重要です。

⑤マルチパートナーシップ（多様な主体の協働）の視点

地域において活動する様々な主体（地域住民や団体、行政、NPO、社会福祉事業者、企業など）がもつ資源や知識を共有し、お互いに補完し合い、効率的かつ効果的に資源を活用することが必要です。地域には、高齢者、こども、障がいのある人、外国人など多様な背景をもつ人々がいます。それぞれのニーズや課題は異なるため、ひとつの組織や団体だけではすべてに対応することは困難であり、異なる視点や専門知識を持つ様々なパートナーが協力し、より包括的で効果的な支援を可能にする『マルチパートナーシップ（多様な主体の協働）の視点』で取り組む必要があります。

（２）基本理念と目標

これらの地域共生社会をめざす視点に立ち、第１期「旭区地域福祉計画」では、「旭区将来ビジョン」の理念である「**安心して住み続けられるあたたかいまち 旭区**」を基本理念として、２つの目標「地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い支え合うことで、社会的に孤立するような状況を防ぐことができるような地域づくり」と「支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現」を定め、地域共生社会の実現に取り組んできました。

今回策定する第２期「旭区地域福祉計画」においても、第１期「旭区地域福祉計画」を継承発展させる形で、様々な福祉的課題について大きく分けて以下の**５つの方針**について、取り組みます。

1. 誰もが認め合いともに暮らすことができるまちづくりに向けた取組。
2. 地域における見守り活動を支援し、地域住民一人ひとりが支え合える関係づくり、居場所づくりや社会的孤立の防止に向けた取組。
3. 災害時の避難行動に支援を必要とする人に対する確な対応が行えるよう、地域福祉の観点から防災体制の充実にに向けた取組。
4. 複合的な課題を抱える人や潜在化している支援が必要な人に対して、適切な社会資源につなぐため、関係機関が連携した包括的な相談支援体制に向けた取組。
5. 個人としての尊厳が重視され、ふさわしい生活が保障されるよう、虐待の防止と成年後見制度の利用促進などの権利擁護に向けた取組。

基本理念 安心して住み続けられるあたたかいまち旭区

５つの視点

- ①人権尊重 ②住民主体の地域づくり ③ソーシャル・インクルージョン
④福祉コミュニティ形成 ⑤マルチパートナーシップ

目標 1

地域住民がお互いに配慮し存在を認め合い
支えあうことで社会的に孤立するような
状況を防ぐことができる地域づくり

目標 2

支援を必要とするすべての人に必要な
支援が行き届く地域社会の実現

目標達成するための５つの方針

1. 誰もが認め合いともに暮らすことができるまちづくり
2. 地域における見守り活動の充実
3. 災害時における要支援者への支援
4. 相談支援体制の充実
5. 権利擁護支援体制の強化

第3章 現在の取組状況と今後の方針

方針1. 誰もが認め合いともに暮らすことができるまちづくり

●現在の取組状況

障がいのあるなしに関わらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現と、障がいのある人や認知症の人の意思が尊重され理解が広がるよう、誰もが地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるまちづくりをめざして普及啓発に努めています。

「旭区将来ビジョン 2027」の理念である「安心して住み続けられるあたたかいまち」の実現に向けた取組として、バリアフリースポーツの振興を通じ、障がいのある人の社会参加、自立の促進、機能回復、健康増進および障がいや障がいのある人への理解促進をめざし、地域と協働しながら、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しめる環境づくりを進めています。

旭区地域自立支援協議会では、旭区役所（以下「区役所」という。）の庁舎内や千林商店街内での福祉事業所の授産製品の物販活動の場の提供や、障がい者週間（12月3日～9日）を中心に、福祉啓発イベント「和んで座談会」では地域住民や各種関係機関に幅広く参加を呼びかけるなど、地域において障がいへの理解を広める活動を行っています。

認知症に対する理解の普及啓発として、「あさひさんさんオレンジチーム」を中心に、「認知症安心ガイド」の発行や、「ちーむオレンジサポーター」の後方支援などの取組を行っています。

また、2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行されたことを受け、2024（令和6）年度の認知症月間（9月）においては、少しでも多くの人に認知症に関心を持ってもらえるよう、区内の医療機関や郵便局、警察署、消防署等、様々な施設において認知症支援のシンボルカラーであるオレンジ色のポスターやオレンジ色の物を活用した装飾などを行い、旭区をオレンジ色で彩りました。

●課題

2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されましたが、現在も障がいや障がいのある人に対する理解が不足していることにより、大阪市においても差別事案が発生しています。2024（令和6）年4月には事業者による合理的配慮の提供が法的に義務付けられましたが、法制度の趣旨の理解を深められるよう、様々な機会を通じて周知啓発に一層取り組む必要があります。

また、高齢化が進む中、今後も認知症高齢者の増加が見込まれており、認知症基本法に基づく共生社会の実現に向けた相互理解の醸成や啓発活動も、さらに強化する必要があります。

●今後の方針

- ◇ 物販活動の場を引き続き提供し、障がいや障がいのある人への理解を広めるとともに、合理的配慮の提供義務、障がいを理由とする差別にかかる相談窓口の周知啓発等を進めます。
- ◇ 認知症基本法の目的である「共生社会の実現」に向けて、相互理解の醸成や啓発活動を推進し認知症に対する理解を広める取組を進めます。
- ◇ 地域と協働してバリアフリースポーツの振興に引き続き取り組みます。

●地域自立支援協議会

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）において市町村に設置することとされています。

障がいのある方への支援体制についての課題や情報を共有し、連携の強化や体制の整備について協議しています。



←旭区ホームページ「旭区地域自立支援協議会について」

●旭区のバリアフリースポーツの取組

旭区では、スポーツ推進委員協議会主催でオータムチャレンジスポーツや区民まつりにおいて「ニュースポーツ体験会」を開催したり、各地域等においてもボッチャやスリーアイズなどを体験する機会が増えています。



←旭区ホームページ「障がい者スポーツの振興に取り組んでいます」

●旭区 認知症安心ガイド

認知症になっても地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、どのような支援やサービスを受けることができるのか、相談できる窓口はどこなのかをまとめています。2017（平成 29）年度に作成し、2023（令和 5）年 3 月にページ数を増やして改訂しました。



←旭区ホームページ「旭区 認知症安心ガイド」をご活用ください！」

方針 2. 地域における見守り活動の充実

(1) 地域における見守り活動

●現在の取組状況

大阪市は 2015（平成 27）年 4 月から見守りネットワーク事業を開始し、旭区では、旭区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）に「旭区見守り相談室」（以下「見守り相談室」という。）を設置しました。見守り相談室では、対象者に同意の確認を行ったうえで、要援護者名簿を作成し、地域振興会や民生委員の各会合において事業の説明を行い、要援護者情報を共有して見守り活動を行っています。また、区ホームページ、周知チラシ、ポスター掲示、出張見守り相談室（みまもり庵）の開設などにより周知啓発を行い、担い手の育成にも取り組んでいます。

地域では、民生委員による単身高齢者等への訪問、ふれあい喫茶、いきいき百歳体操等のような通いの場を通じた見守り活動を展開しています。見慣れた地域の民生委員の訪問には安心感があり、また、地域の通いの場に集まる参加者同士で自然にお互いを気につけ、助け合う“みまもりあい”が、地域におけるコミュニケーションにつながっています。

2006（平成 18）年 4 月から外出時における発病や事故の際に備えて名前や緊急連絡先を記入し財布等に入れて持ち歩ける「お守りカード」を配布しています。2020（令和 2）年度には、より使いやすくリニューアルしました。また、ひとり暮らしの高齢者など自宅における救急（119）要請に備え、緊急連絡先や持病などを記載し、室内の分かる場所に貼っておく「救急情報シート」も配布しています。

●課題

近年、地域における生活課題は複雑化・多様化しており、特に、支援につながらず問題が表面化されていない人や家庭への対応が求められています。見守りには、直接安否確認をする積極的な方法と、様子を気にかける「ゆるやかな見守り」があります。地域一人ひとりの気づかいで実現できる、無理のない範囲の見守りが社会的孤立を防ぐ有効な手段のため、見守りネットワーク強化事業や地域住民が集う「通いの場」などを活用した地域における見守りのネットワークの強化が必要です。

また、日常の見守り活動を通じて顔の見える関係づくりを行うことが、災害発生時など、いざという時の対応にも活かされるため、地域住民同士のつながりが重要です。

●今後の方針

- ◇ 「見守り相談室」の認知度向上のため、広報紙や各種地域活動の場、イベントなどで幅広い年齢層に向けて周知活動を行います。
- ◇ 通いの場を通じた地域全体の見守りを推進し、参加勧奨や周知活動に取り組みます。
- ◇ 「お守りカード」と「救急情報シート」を地域における個別訪問など見守り活動のツールとして利用し、日頃から顔の見える関係づくりを進めます。

（２）こども・子育て世帯に対する見守り

●現在の取組状況

旭区では、「つながり、つながる」をテーマに、旭区内の民生委員や保育施設などの子育て関係団体等から結成された「あさひ子育て安心ネットワーク会議」（以下「キッズネット」という。）を中心に、子ども・子育て世代に対する見守り活動を展開しています。区役所では、2020（令和 2）年度から、訪問相談員が支援を行う「あさひ子育て見守り事業」を実施し、キッズネットと連携して地域や関係団体と協力しながら旭区内のこども子育て世帯が孤立しないよう見守りや支援を行っています。

情報発信として、情報紙「あさひ子育て情報」の発行、区ホームページに「子育て応援します！しょうぶちゃん子育てニュース」の設置、あさひ子育て応援 LINE や WEB サイト「キッズネット」の開設を行い、ICT を活用して子育て情報に簡易にアクセスできる環境を整備しています。また、母子手帳の交付時に「BeBe Clover ファイル（愛称：ベベクロ）」を渡して妊娠・出産時に必要な手続きや情報を提供し、学齢期前までの子育て世帯には、子育て情報をまとめた「しょうぶちゃんマップ」を発行しています。

●課題

キッズネットを中心に、地域ぐるみで子育て世帯を見守り支える「地域包括支援体制」を築いているところですが、さらに身近な地域である、小学校区や中学校区あるいは生活圏域などの小地域における情報共有ネットワークの構築や関係機関の連携強化により網の目を小さくする必要があります。

また、外国人住民数の増加に伴い、様々な子育てに関連する情報について、やさしい日本語や母国語などによる提供が求められています。

●今後の方針

- ◇ キッズネットの存在と役割について広報活動や SNS などによって広く周知し、安心して子育てができる環境づくりをめざします。
- ◇ 小学校区や中学校区などの小地域における情報共有ネットワークの構築をめざし、関係機関同士の連携を強化します。
- ◇ 地域における交流イベントを推奨し、地域全体でこどもたちを見守り支える文化を育みます。
- ◇ 子育てに必要な情報について、多文化共生も意識して、迅速に分かりやすく入手できる環境整備に取り組みます。

●あさひ子育て安心ネットワーク会議（あさひキッズネット）

2014（平成 26）年 3 月から区役所と区社協が事務局となり、旭区内の子育て支援機関や団体が相互に連携・協力し、地域ぐるみで旭区内のこども・子育て世帯を見守るために構成されたネットワークです。コミュニケーションツールとしてキッズカードの取組を行い、年間 3 回程度の全体会議を開催しています。



↑キッズカード

●あさひ子育て見守り事業

2020（令和 2）年 4 月に始まった事業で、子育て世帯の孤立防止の観点から、相談員が訪問や電話などによるアウトリーチを行い、必要な社会資源に結びつけています。

●あさひ子育て応援 LINE

気軽に情報伝達ができるよう、子育て情報やイベントについて LINE で発信しています。

●WEB サイト「キッズネット」

大阪旭こども病院、旭区社会福祉協議会、旭区役所の「子育て地域包括連携協定」による情報連携ツールのひとつです。2021（令和 3）年 11 月に、あさひキッズネットに加入している参加団体の「動きが見える関係」の構築を目的として、WEB サイトを活用したネットワーク化を図りました。2023（令和 5）年 5 月から区民向けに一般公開されています。

●BeBe Clover ファイル（愛称：ベベクロ）

母子手帳交付時に、妊娠中や出産時に必要な手続きに関する書類を一つのファイルにまとめて渡しています。



（３）居場所の充実

●現在の取組状況

旭区には高齢者を中心とした地域住民が集まって様々な活動を行う「ふれあい喫茶」や「いきいき百歳体操」などの通いの場があり、地域における「居場所」となっています。区役所と区社協が協働して、広報紙やホームページを通じ、通いの場への参加勧奨と周知活動を行っています。

旭区地域自立支援協議会では、旭区内の障がい福祉サービス日中活動系事業所の紹介冊子を作成し、区役所で配布、区ホームページに掲載するなど、障がいのある人の日中活動の場の周知を行っています。

親子の居場所としては、区内にある子ども・子育てプラザや子育て支援センター、つどいの広場（２か所）があり、育児相談や情報提供、講習やイベントが行われ、親子が自由に交流できるコミュニケーションの場にもなっています。

地域では、乳幼児と保護者の遊び場や子育て相談の場として、区内すべての小学校区で地域活動協議会が運営する「子育てサロン」を開催しています。コロナ禍で一旦活動を自粛しましたが、主任児童委員が中心となって感染対策にも注意を払いながら再開されました。2024（令和 6）年 10 月には、旭区民生委員児童委員協議会が主催し、4 年ぶりに「子育てわいわい広場 in ASAHI」を開催し、旭警察署、旭消防署をはじめ、旭区医師会や旭区歯科医師会の協力を得て、保護者同士の交流の場、子育て相談の場、こどもの遊びの場として、多くの方が集まり大いににぎわいました。

旭区には、2024(令和 6)年 9 月現在で、こども食堂が 20 ヶ所、旭区の小学校すべてにあります。運営は地域住民によるボランティアや NPO 法人、社会福祉法人と様々ですが、孤食の防止とコミュニケーションの場として、こどもたちの「居場所」になっています。後方支援として、区役所と区社協が事務局となり「あさひこども食堂ネットワーク会議」（以下「こども食堂ネットワーク」という。）を開催しており、こども食堂同士の情報交換や食材提供のご案内を行っています。また、区役所では居場所支援の一環として、学習支援に従事するボランティアへの活動支援を行っています。

●課題

高齢者や子育て世帯、こどもたちが利用する「居場所」の周知が十分ではなく、参加者の拡大、居場所を必要とする人々への周知やアウトリーチが求められています。

地域住民や NPO 法人、社会福祉法人などが運営する居場所の取組に対する周知活動や運営に関する後方支援の在り方が重要視されています。

●今後の方針

- ◇ 高齢者やこども子育て世帯の居場所の開催状況を広く周知し、孤立防止と健康リスクの低減を図ります。
- ◇ 地域における居場所の取り組みに対し、情報提供や連携促進、学習支援、各種助成金や食材の提供案内などの支援を行います。
- ◇ 世代間交流を促進し、地域全体で支え合うコミュニティを育み、高齢者の社会参加と、こどもたちの豊かな学びの機会をサポートします。

●いきいき百歳体操

高齢者が住み慣れた地域でいきいき過ごせるように、現在、区内のグループが週1～2回活動しています。おもいを使った簡単な体操や保健師による体験講座の開催、理学療法士による技術支援を行っています。一部の地域では、地域の問わずどなたでも参加できる体操も開催しています。

●ふれあい喫茶

地域のみなさんの憩いの場として各地域活動協議会が開催しています。1杯100円程度でお茶をしながら自由にお話を楽しめる場です。

●「集いの場」

「いきいき百歳体操」「ふれあい喫茶」のほか、高齢者食事サービス、各種サークル活動、老人福祉センターや区社協で行っている各種事業があります。



←あさひつどの場 MAP

●認知症カフェ

地域の中で認知症の方やその家族が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換等を通じて孤立予防や介護負担感の軽減をはかることができる場です。

●子育てサロン

0歳児から未就学児までのこどもと保護者が安心して過ごせる「居場所」で、小学校区10ヶ所で開催しています。育児に関する相談も区役所の保育士や保健師が随時受け付けています。

●「あさひこども食堂ネットワーク会議」

こどもの貧困対策として2016（平成28）年に発足しました。情報共有や食材等の提供の分配等を実施しています。2023（令和5）年度には、ファミリーマートと「フードドライブ事業における食品の回収に関する合意書」を交わし、一部のこども食堂と「フードドライブ連携実施にかかる協定書」を締結しました。

●旭区ホームページ「区内障がい福祉サービス日中活動系事業所の紹介冊子」



（４）こどもの未来を育む居場所

●現在の取組状況

2022（令和 4）年の厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、統計上の貧困率はやや改善傾向にありますが、依然としておよそ 10 人に 1 人の子が貧困状態にあるといわれています。こどもの貧困の問題を受け、旭区では 2014（平成 26）年度から、経済的な課題を有する家庭の中学生が学習する場所として、あさひ学び舎事業（以下「学び舎事業」という。）を開始しました。

2018（平成 30）年度においては、学び舎事業を卒業した高校生を対象にフォローアップ事業を実施し、2019（平成 31）年度からは、職業人との交流や職場環境に触れることで、自らの将来を考える力や生き抜く力を育てることを目的とした「中・高生自立育み事業」（以下「育み事業」という。）を学び舎事業とは切り離して実施しました。

そうした中で、近年、家庭の問題や学校生活に生きづらさを感じるなど、学校に行きにくくなっているこどもが増えていることもあり、2022（令和 4）年度に、学び舎事業と育み事業を統合し、学習する場所、生きる力を身に着ける場所、安心して過ごせる居場所を提供する「あさひ育み学び舎事業」（以下「育み学び舎事業」という。）として再出発しました。

育み学び舎事業では、こどもの個性に合わせて対応できるよう、信頼関係をゆっくりと築きながら支援しています。利用しているこどものアンケートでは、「参加することによってポジティブな影響を受けた」という感想が多く寄せられており、育み学び舎事業で安心して楽しく過ごすこどもたちが増えています。

●課題

経済的な要因等による生活環境の問題により、学習環境や生活習慣が十分でない中高生に対して、画一的な学習スタイルではなく、柔軟な支援と関係機関と協力した包括的な支援体制が必要です。

●今後の方針

- ☆ こどもたちが自らの可能性を見つけ、自信を持って未来に向かって歩んでいけるよう、地域や関係機関に協力を求めながら事業展開を行います。
- ☆ 学習支援と自立支援の両立を図ることで、こどもたち一人ひとりの個性やニーズに寄り添い、安心して過ごせる居場所の提供を行います。

●相対的貧困

国や社会、地域など一定の母数の大多数より貧しい状態をいい、絶対的貧困とは異なる。世帯の可処分所得などから算出した数値が、国内に住む人々の中央値の半分（貧困線）に満たない状態。

絶対的貧困とは、食料や衣類など生活の必要最低条件の基準が満たされていない状態をいう。

●あさひ育み学び舎事業

経済的な要因などによる生活環境の問題により、学習環境や生活習慣が十分でないために、進学や就職をふくむ自分の将来の生活に不安を抱えている、主に中学生を対象として、学習支援・自立支援・相談や居場所にかかる支援を、旭区独自の取組みとして行っています。



←旭区ホームページ「あさひ育み学び舎」

方針 3. 災害時における要支援者への支援

●現在の取組状況

災害時における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）への支援について、「大阪市地域防災計画（2023（令和5）年4月）」および「旭区地域防災計画（2020（令和2）年3月）」に基づき、次のとおり実施しています。

- 「旭区災害時医療看護介護関係者会議」や「旭区地域自立支援協議会」において意見交換や情報共有を行い、医療・介護・福祉機関の連携強化に取り組んでいます。
- 2021（令和3）年5月に改正された災害対策基本法に基づき、地域と連携して個別避難計画の作成に取り組んでいます。
- 旭区地域自立支援協議会主催の「和んで座談会」で障がいのある人や民生委員、介護・福祉機関、地域の防災リーダーなどが意見交換や情報共有を行い、福祉避難室のモデルマニュアルを作成したものを、各地域の災害時避難所運営マニュアルに反映しています。
- 区内11カ所の福祉施設と福祉避難所の協定を結んでいます。
- 要支援者自身や医療・介護・福祉機関に対して、地域の防災訓練への参加を促し、地域との「顔の見える関係」づくりを進めています。
- 「自助」「共助」の重要性をはじめとする防災情報の周知・啓発を行い、防災意識の向上を図っています。

●課題

要支援者ごとに個別の状況に応じた対応が求められるため、災害時における要支援者の避難行動や避難生活の支援、福祉避難所の円滑な開設・運営、物資や医薬品・医療器材等の確保など、さまざまな課題があります。

また、「自助」「共助」の重要性をはじめとする防災意識のさらなる向上を図る必要があります。

●今後の方針

- ◇ 各種会議において諸課題に関する意見交換や情報共有を図るほか、他職種研修や防災訓練等を通じて、医療・介護・福祉機関との連携をより一層強化します。
- ◇ 要支援者や医療・介護・福祉機関が地域の防災訓練への参加により、地域とのさらなる「顔の見える関係」を構築するとともに、個別避難計画に即した支援方法の検討や訓練等を重ねます。
- ◇ 地域の自主防災組織との連携をより一層強化し、災害時避難所における福祉避難室の円滑な開設・運営を行うための研修会や訓練等を実施します。
- ◇ 福祉避難所との意見交換や情報共有を行い、必要な物資の確保や運営マニュアルに基づく訓練を実施し、また、福祉避難所の拡大に努めます。
- ◇ 「自助」「共助」の重要性をはじめとする防災情報の周知・啓発を引き続き実施し、さらなる防災意識の向上を図るほか、さまざまな手法や媒体及び各関係機関との連携により、必要な情報を届けるよう努めます。

●避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人等で特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方です。

●大阪市地域福祉計画（2023（令和5）年4月）

災害対策基本法第42条の規定に基づき、大阪市防災会議が作成する、市全体の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する内容を定めた計画です。



↑大阪市地域防災計画＜共通編・対策編＞



↑大阪市地域防災計画＜共通編・対策編＞

●旭区地域防災計画（2020（令和2）年3月）

区役所が、市地域防災計画をもとに区の特性をふまえて作成する、区の災害予防、災害応急対策等に関する内容を定めた計画です。



←旭区地域防災計画

●旭区災害時医療看護介護関係者会議

災害時における医療・看護・介護に係る諸課題に対する対応の検討及び各機関の連携を目的に、医師会、歯科医師会、薬剤師会、訪問看護事業者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、障がい者基幹相談支援センター、福祉避難所、社会福祉協議会、地域活動協議会、警察署、消防署、区役所が参画する会議です。

●医療・介護・福祉機関

医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所、訪問介護事業所、福祉施設等です。

●個別避難計画

災害対策基本法第49条の14の規定に基づき、要支援者に対して適切な避難支援ができるよう、要支援者の状況や避難先、避難を支援する方法等を記載したものです。

●福祉避難室

災害時避難所の滞在スペース（体育館等）で過ごすことが難しい要支援者のための専用スペースです。

●福祉避難所

災害時において入院の必要や施設に入所するほどではないが、災害時避難所では生活に支障を来す要支援者等のために、何らかの特別な配慮がされている避難所（福祉施設等）です。

方針 4. 相談支援体制の充実

(1) 生活保障に関する相談支援

●現在の取組状況

平成初期に起こったバブル経済の崩壊以降の長期にわたる景気低迷と、2008（平成 20）年の「リーマンショック」によって生活困窮者が増加し、2015（平成 27）年 4 月に生活困窮者自立支援法（以下「自立支援法」という。）が施行され、「第 2 のセーフティネット」が創設されました。旭区では相談窓口として区役所内に「くらし相談窓口」を開設し、相談者の状況に合わせて支援者が寄り添いながら、自立支援と社会的孤立の防止に取り組んできました。

「くらし相談窓口」は 2020（令和 2）年ごろから大流行した新型コロナウイルスの影響による支援制度により認知度が上がりました。特に働く世代からの相談が急増し、緊急性が高く迅速な対応が求められる案件が増え、相談内容も複雑多岐にわたるようになったため、区社協等の他の関係機関とも連携し、相談者に合った社会資源につなげられるように努めています。

現在は、一度利用された方が繰り返し足を運ばれることも多く、相談しやすい窓口になっています。認知度の向上と啓発を兼ねて講演会や映画会も開催しています。

●課題

相談内容が多様化し、経済的な課題だけではなく複合的な課題に対して持続的な支援が求められていますが、支援を必要としている方々が社会から孤立し、必要な情報が届かない状況にあります。さらには、SOS を発信できない方々に対しては近隣の方からの情報が頼りになるため、「くらし相談窓口」の認知度向上が求められています。

●今後の方針

- ☆ 「くらし相談窓口」について、他機関との円滑な連携により持続的で一貫した相談支援体制を整備します。
- ☆ 周知や、アウトリーチ活動等により認知度の向上に努め、窓口につながりにくい方にも、電話やメール、LINE、訪問相談、出張相談等の多様な方法で接点を増やし、迅速かつ柔軟な相談支援体制を整備します。

●くらし相談窓口

2015（平成 27）年 4 月に旭区役所内に設置されました。生活の悩みについて、相談者に寄り添って、プランを作成し、解決までサポートしています。



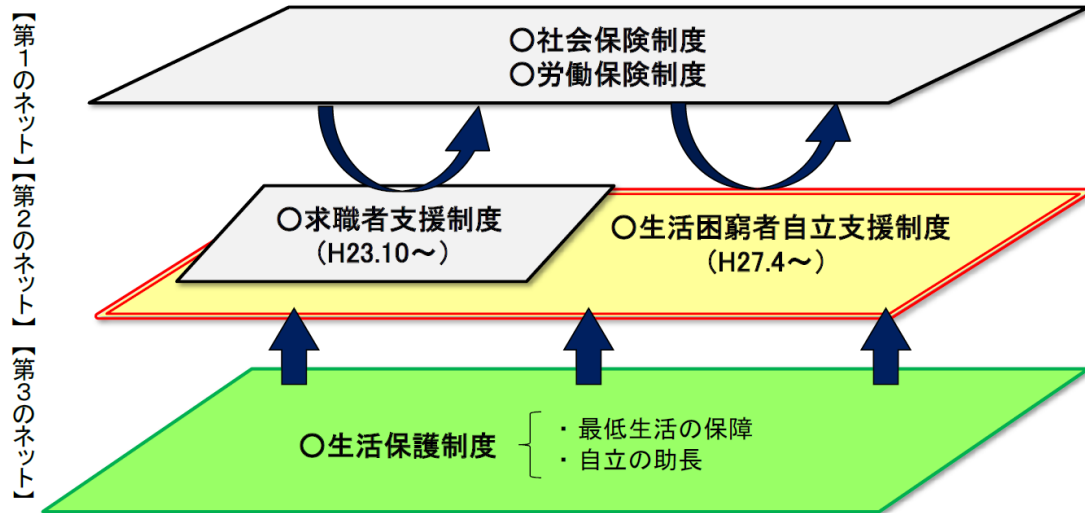
←旭区ホームページ「ひとりで抱え込まないで！「くらし相談窓口」をご利用ください」

●アウトリーチ

生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示したりする人に対して、本人からの要請がない場合でも、支援者の方から本人の元に積極的に出向いて支援すること。

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



（２）複合的な課題を抱えた家庭への相談支援

●現在の取組状況

社会構造や時代の流れにより、８０５０（ハチマルゴーマル）問題やダブルケアなどの「一つの家庭に複数の課題がある」事案や、精神疾患がある生活困窮した単身の高齢者などの「個人に複数の課題がある」事案など、一つの施策分野だけでは解決が困難な事案が顕著になってきました。例えば、近年では、家族の介護や幼いきょうだいの世話を理由に学習や自分の時間を持てない、いわゆるヤングケアラーの問題が浮上しています。この問題は子育て支援の窓口だけでは解決が難しく、区役所の各窓口や他の社会資源が連携した包括的な支援体制が求められています。

このような複合的な課題を有する家庭に対し、「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という。）において、制度・分野の「縦割り」を超えた様々な関係者が集まり、課題の抽出や役割分担、支援の方向性などを検討し解決を図っています。その他、１年間の活動報告やつながる場のあり方等を共有するコアメンバー会議を年に１回程度開催しています。

地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどからの相談が増えており、複合的な福祉課題に対する包括的な相談・支援体制が根付きはじめています。

また、旭区居宅介護支援事業者連絡会と地域自立支援協議会が連携し、高齢者と障がいのある人の複合課題に関する検討会を行っています。

●課題

既存の制度では解決できない複合的な課題については、施策分野を超えた横断的かつ包括的な相談支援体制が求められています。福祉、医療、教育など様々な関係機関の支援者の「気づき」の感度の向上と援助技術のスキルアップを図り、潜在化された対象者の発見と課題解決を図る必要があります。

●今後の方針

- ◇ 「つながる場」を通じて、地域や専門機関におけるあらゆるネットワークとさらに結びつき、より柔軟かつ迅速な対応を行うことができるような体制づくりを進めます。
- ◇ 行政・地域・相談支援機関が一体となり、様々な視点から複合的な課題を抱えた人や家庭に対する相談支援が行えるよう、体制整備に努めます。
- ◇ 多くの情報を取り扱う区役所の職員の「気づき」が潜在化した案件の発見に有効であるため、区役所職員を対象に現存の会議や研修の中でスキルアップや感度の向上を図ります。

●「総合的な支援調整の場（つながる場）」

福祉課題が複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題に対し、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の構築をめざすため、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う体制整備を目的に実施する取組です。



←旭区ホームページ「「つながる場（総合的な相談支援体制の充実事業）」について」

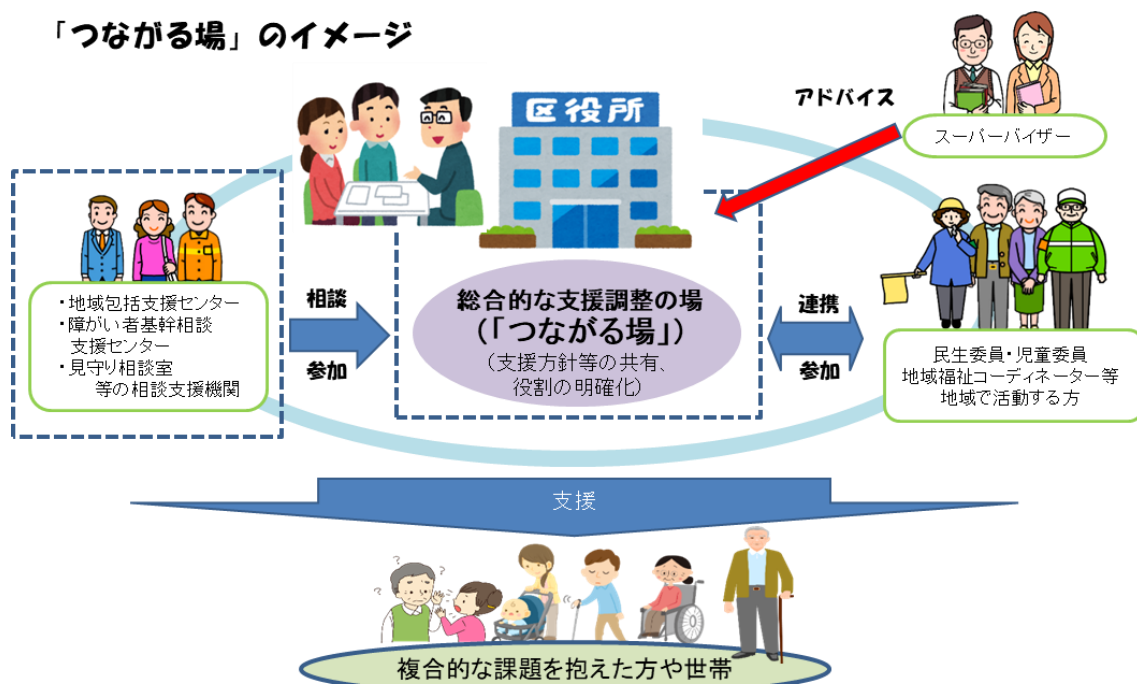
● 8050（ハチマルゴーマル）問題

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のこと。ひきこもりの若者が親に依存したまま長期化し、様々な問題から外部への相談ができず、親子で社会から孤立した状態に陥る状態をいいます。

● ダブルケア

2012年に横浜国立大学の相馬直子教授と英国ブリストル大学の山下順子上級講師が共同研究を進める中で生まれた造語で、狭義では育児と介護が同時期に発生する状態をいい、広義では家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係とそこにおける複合的課題をいいます。

「つながる場」のイメージ



ヤングケアラーとは たとえばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

（３）こども・子育てに関する相談支援

●現在の取組状況

2024（令和6）年度から、児童福祉法の改定により「こども家庭センター」の創設が努力義務になったことを受け、保健子育て課がその役割を担い、母子保健と児童福祉の両機能をシームレス化することにより、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な育児・子育て相談支援体制を構築し、きめ細かな対応と子育て世帯の孤立防止を図っています。

区役所では、職員と保護者が信頼しあえる関係性を保ちながら子育てに関する様々な相談に応じる育児支援や訪問相談などの伴走的な支援に加え、医師会や大阪府助産師会旭区班などと協力し、様々な育児不安・ストレスを抱える保護者の課題解決のための子育て支援事業を実施しています。

また、2021（令和3）年2月、子育て世帯に対し、医療と福祉の包括的な支援を行うことを目的として、大阪旭こども病院、区社協、区役所の3者によって「あさひ子育て地域包括連携協定」を締結しました。これに基づき、医師、保健師、心理士などの専門職が、発達に関する相談や医療を必要とする緊急案件への対応などに幅広く対応しています。

●課題

時代の変遷に伴い、こども子育て支援に関するニーズも複雑多岐にわたり、今後さらにきめ細かな支援が求められます。特に、身近に相談をする相手がいない、または、問題を抱えていながら相談につながらないなど、孤立しがちな保護者への積極的なアプローチが十分ではなく、育児不安やストレスを抱える保護者に対して、円滑に必要な窓口につながるようなしくみづくりが必要です。

●今後の方針

- ◇ 妊娠期から学童期の子育て世帯に対する伴走型支援として、区役所の職員が窓口や家庭訪問、電話などによる相談を実施し、子育て世帯の支援と課題解決に努めます。
- ◇ 地域やキッズネットなどからの情報を活用し、「あさひ子育て地域包括連携」などのツールを用いて、個々のニーズに合わせたサポートを提供します。
- ◇ 子育て支援事業や地域の居場所、イベント等の周知や勧奨に努め、子育て世帯の孤立を防ぎ、安心して子育てができる環境を整えます。

●妊娠期から子育て期にわたる相談支援

母子健康手帳交付時面接・乳幼児健康診査・常設健康相談・家庭訪問等により、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない伴走型の相談支援を実施しています。

●あさひプレパママレッスン

初めてパパママになる方を対象に、抱っこや沐浴体験、パパの妊婦体験、離乳食体験等の体験型セミナーと、パパ同士、ママ同士の交流タイムを通じて、母子の健康増進と父親の育児参加の促進を図っています。

●ハローベビー教室（妊婦教室）

パパママになる方を対象に、抱っこや沐浴体験、栄養相談などを行っています。

●授乳相談

1歳までのお子さんと養育者の方を対象に、授乳に関する専門相談を行っています。

●専門的家庭訪問支援事業拡充

助産師が継続して家庭訪問を行うことにより、養育者のセルフケア能力が高まり育児に対する自信や楽しみを感じられるようなきめ細やかな支援を行っています。

●スプーンクラブ（離乳食講習会）

生後6～7か月の赤ちゃんがいる方を対象に、離乳食の進め方に関するお話や個別の相談に応じています。

●はぐはぐ教室（育児教室）

3か月児健診受診前の赤ちゃん和養育者を対象に、保健師による講習、保育士による手遊び、保育所情報の提供などを行っています。

●おかあさんのほっと！タイム

1歳以上の未就学児を育てるママを対象に、興味のあるプログラムに参加し、しばらくの間、こどもと離れてリフレッシュしていただくことを目的とした講習会です。

●赤ちゃんがきた！（ベビープログラム）

初めて赤ちゃん（2～5か月）を育てるママを対象に、少し先を見通した子育ての知識を学ぶために、赤ちゃんと一緒に参加する講習会です。

●旭ゆりかごタクシー

区役所と地元の日本タクシー株式会社が協働し、妊娠中のママを対象に、定期検診や陣痛の際等に指定の病院に移送するサービスです。

●あさひ子育て地域包括連携

2021（令和3）年2月に大阪旭こども病院と区社会福祉協議会と区役所が、医療、地域、行政による包括的な子育て支援を行うため、協定を締結しました。緊密な相互連携と協働による活動を推進し、迅速で柔軟な対応ができるよう、3者で協議しながら進めています。

（４）教育と福祉と医療の連携について

●現在の取組状況

大阪市では 2020（令和 2）年 4 月から、区役所の子育て支援室において、「こどもサポートネット事業」（以下「こサポ」という。）を実施しています。こどもが一日を多く過ごす学校において、福祉的な課題のあるこどもを発見し、学校の教員とスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）とこサポ推進員が連携して、こどもや家庭が抱える課題に対応するよう情報共有を重ねています。

特に不登校の問題に対しては、学校だけではなく、こども食堂や「あさひ育み学び舎事業」などの居場所や関連事業所との連携をすすめ、医療的な課題を有する場合は、「子育て包括連携」を活用するなど、教育と福祉と医療が密に連携しながら福祉的課題のあるこどもの家庭へのアウトリーチが進むよう取り組んでいます。

地域自立支援協議会こども部会では、区内 10 小学校で「就学・進学なんでも相談会」を開催し、障がいのあるこどもの家族に対して学校生活に関する相談を行っています。学校の教員との顔合わせができる場合もあり、家族の不安を解消できる場となっています。

また、障がいのあるこどもたちの成長や暮らしを見守る地域社会を形成することを目的として、区役所、学校、病院、障がい児の事業所が家族とともに「教育と福祉と医療の連携」をテーマに課題検討や意見交換を行いながら、連携強化に取り組んでいます。

●課題

不登校の問題については、その原因が一定していないこともあり、迅速な解決には結びついていません。また、障がいのあるこどもが、学校や地域社会で積極的に活動し豊かに生きていくことができるよう、生活基盤整備や社会資源の開発が求められています。

●今後の方針

- ◇ こサポ推進員や S S Wを中心に、教育、福祉、医療の各機関と連携し、包括的な支援体制を整備します。
- ◇ 地域自立支援協議会が中心となり、学校園や保育施設、医療機関との連携を強化し、共生社会の実現をめざします。
- ◇ 障がいのあるこどもや保護者が安心して就学・進学できるような相談支援体制を強化します。

方針 5. 権利擁護支援体制の強化

(1) 虐待防止の取組の推進

●現在の取組状況

虐待は重大な権利侵害であり、児童や障がいのある人、高齢者の権利を守るために、虐待の未然防止や早期発見のための取組を進めています。

児童虐待については、旭区では 2020（令和 2）年度から 4 年間、「『重大虐待ゼロ』をめざす取り組み」を進め、児童福祉法に定められた「旭区要保護児童対策地域協議会」（以下「要対協」という。）において、専門的なネットワークを築き、関係機関の情報連携や協力体制を強固なものとしています。

一方、児童虐待の未然防止や早期発見は地域の協力が必要不可欠であることから、「キッズネット」による見守り体制も重要な役割を果たしており、この双方の機能が円滑に稼働できるよう、地域と関係機関と区役所が一体となって児童虐待防止に取り組んでいます。

高齢者や障がいのある人への虐待防止については、「旭区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議」を設け、有機的に連絡協力できる体制を整備しています。

また、必要に応じて弁護士、司法書士、社会福祉士の助言を受け、関係機関と連携して虐待事案に対応しています。虐待の早期発見や未然防止のため、介護・医療に関する相談、認知症、精神疾患等への理解を深める研修や、地域自立支援協議会相談支援部会において障がい者虐待に関する研修を実施しているほか、区広報紙やチラシ、区のホームページを利用した周知啓発活動も行っています。さらに、区役所の職員による出張研修を実施し、介護・福祉専門職の意識向上を図ることで、適切な支援と介護サービスの提供が行なえるよう、障がいのある人や高齢者の安全を確保しています。

●課題

虐待防止においては、保護者や養護者の孤立防止や早期対応が求められますが、地域との連携や、地域における虐待に対する理解が重要です。また、未然に虐待を防ぐためには、相談や通報窓口の認知度を向上させる必要があります。

●今後の方針

- ◇ 強固な虐待防止のネットワークを維持し、保護者や養護者の孤立防止のための地域のネットワークづくりに取り組みます。
- ◇ 相談窓口や連絡先等を広報紙の活用やポスター・ビラを通じて広く周知し、虐待の早期発見につなげます。
- ◇ 研修や講習などの開催、相談窓口の周知、福祉サービスなどの情報提供に努め、虐待が身近な問題であるという認識を広めます。

●児童虐待ホットライン（0120-01-7285）

こどもへの虐待を発見した場合や、虐待ではないかと気になる子どもを発見した場合の通告や相談を 24 時間フリーダイヤルで受け付けています。連絡者のプライバシーは守られますが、匿名でも連絡できます。もしご自身が虐待をしているかも思っている場合も相談ができます。

（２）成年後見制度等の利用促進について

●現在の取組状況

認知症高齢者の増加や、知的や精神障がいのある方の地域生活移行が進む中、地域で安心して自立した生活が送れるよう、判断能力や生活の状況に応じた支援が求められています。判断能力は一定あるも日常生活を営むのに必要な情報の入手や理解、判断や意思表示を本人だけでは行うことが困難な方のために、区社協が実施している「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」があり、自主的にあるいは支援者と一緒に利用手続きを行い利用されています。

判断能力が十分でないため、金銭管理や福祉サービス利用時の意思決定に支援を必要とする方には、成年後見制度の利用について案内しています。ご自身や家族の手続きが困難な場合には、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどが手続きの支援を行っています。

●課題

区役所や相談機関などで受ける成年後見制度の相談内容は、金銭や契約上のトラブルを抱えている場合や養護者により経済的な虐待を受けている場合など、社会生活上において支障が出た段階の相談がほとんどです。

本来、権利擁護の支援は、このような問題を未然に防ぎ、個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、本人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保することを目的としていますが、まだ制度自体の認知度は高くなく、問題が露呈してから利用を検討する 경우가少なくありません。

必要な権利擁護支援につながるよう、また本人や支援者が成年後見制度の内容やメリットについて理解できるよう、分かりやすく効果的な広報活動を行うとともに、制度利用にあたっての地域での理解づくりなど、区役所や地域、関係機関が主体的に連携した取組が重要です。

●今後の方針

◇ 障がいや病気があっても、住み慣れた旭区でいつまでも生活できるよう、成年後見制度やあんしんさぽーと事業などの権利擁護支援についての相談窓口の周知に取り組みます。

●あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活が送れるように支援し、権利擁護に資することを目的としており、具体的には、本人との契約に基づいて福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービスといった生活支援を行っています。

●成年後見制度

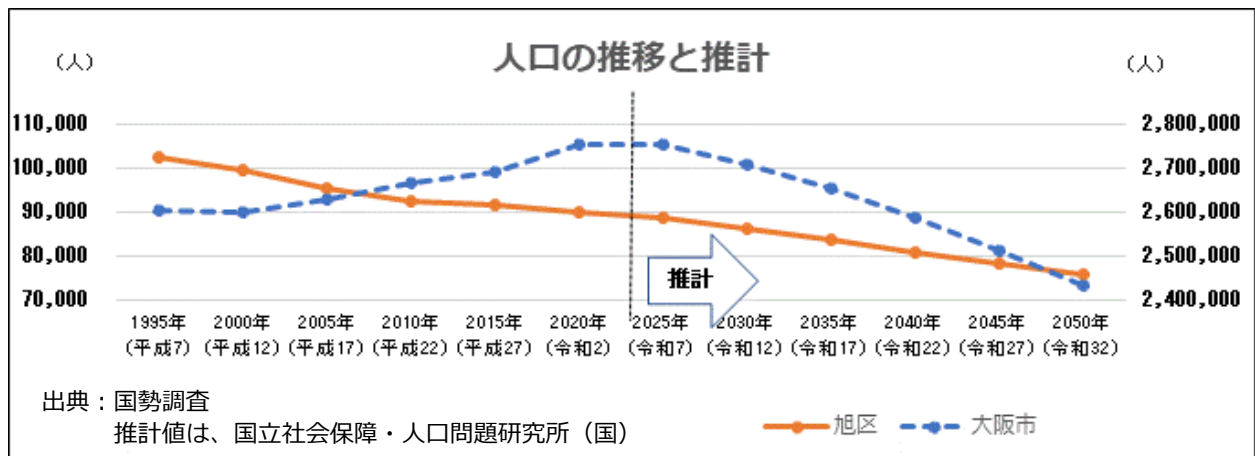
認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。



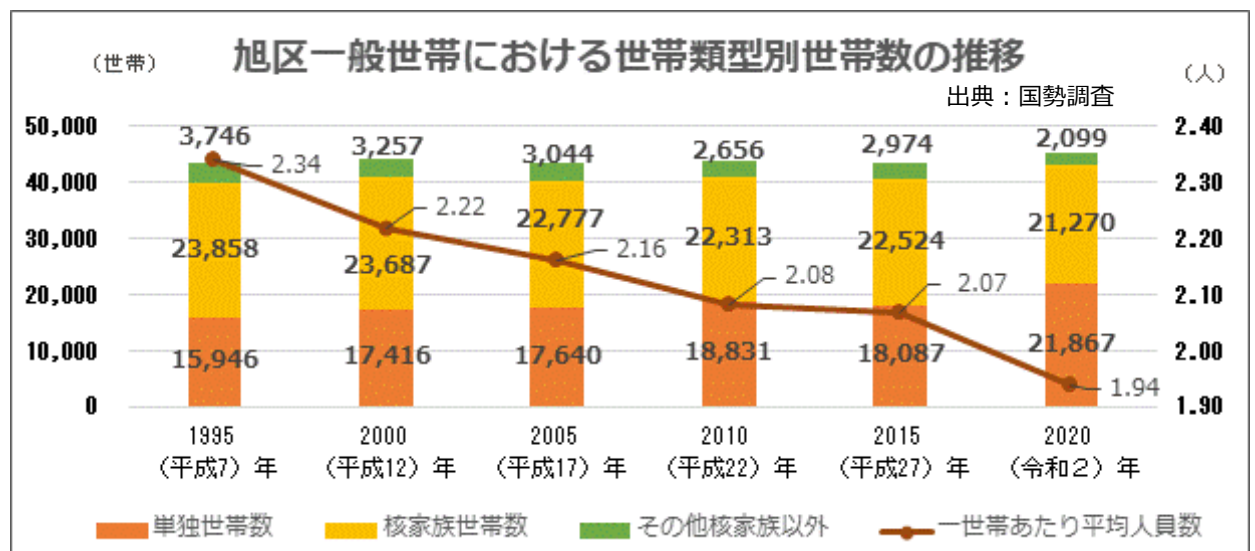
←大阪市ホームページ「成年後見制度」

【巻末資料】統計データ

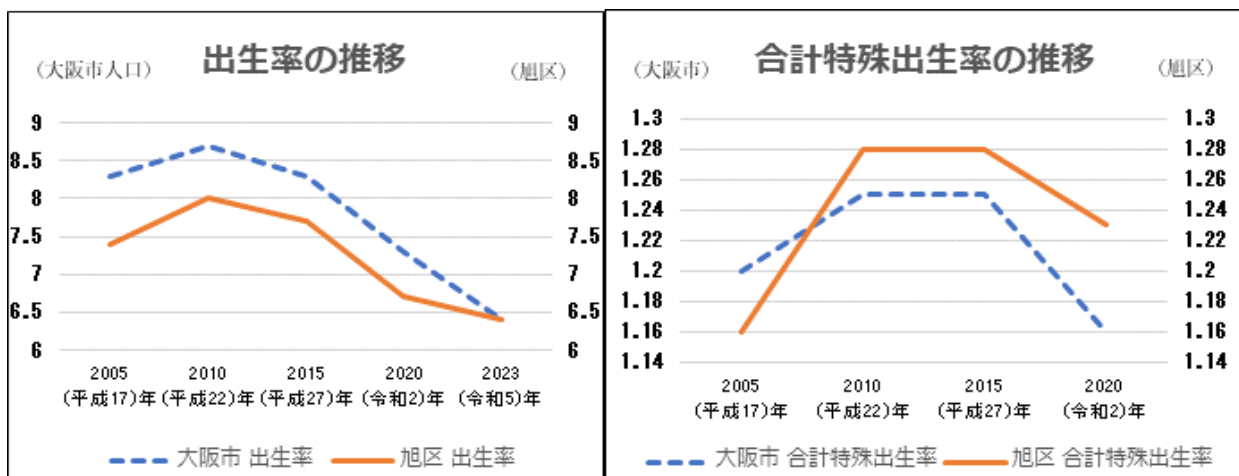
(1) 人口の動向



(2) 世帯等の動向

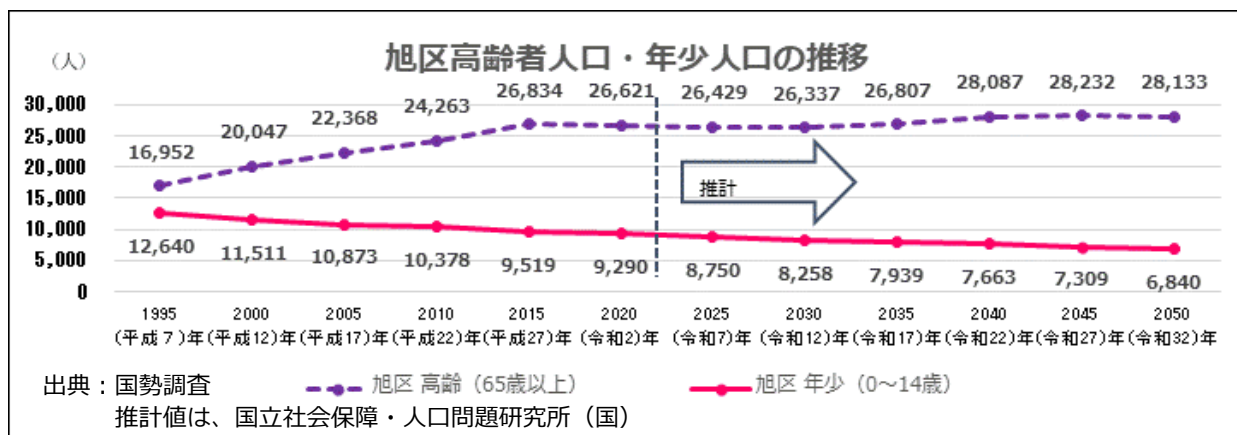


(3) 出生率と特殊出生率※ 出典：大阪市健康局

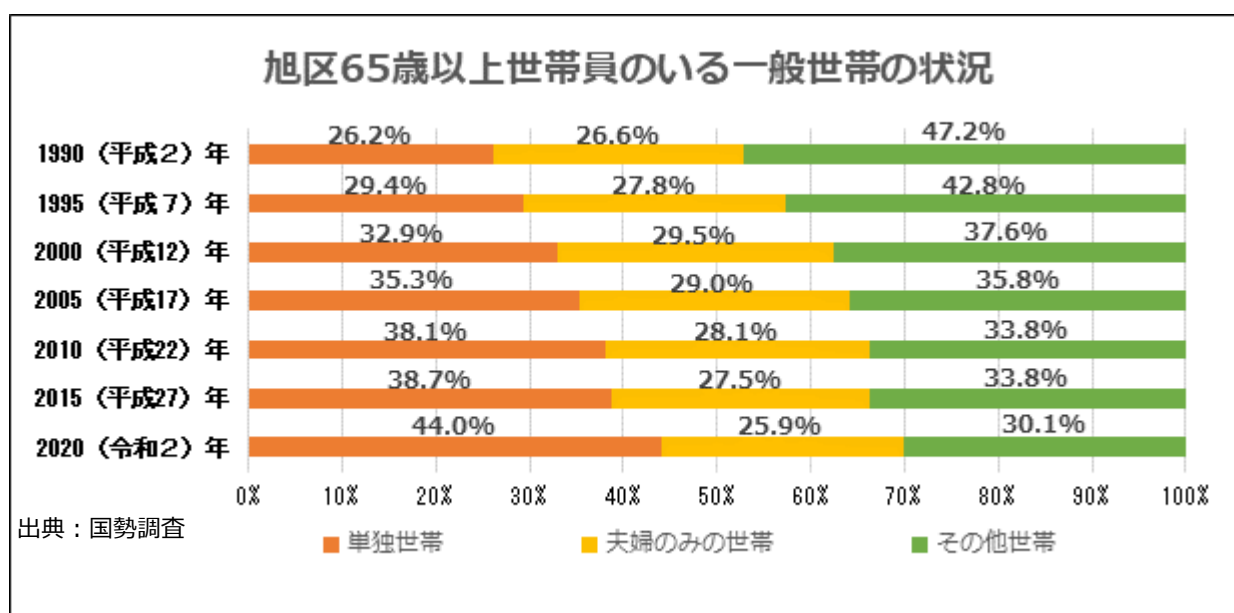


※「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性が一生の間に生むと想定される子どもの数を表しています。なお、ここでいう出生率は第1子のみではありません。15歳から49歳までの女性の5歳階級別出生率の5倍を合計して算出しており、女性人口の年齢構成の違いを除いた出生率を算出することができるため、年次比較、地域比較に用いられています。国勢調査年を中心とした5年分のデータを使用して算出されています。（例：2015年は2013年～2017年）

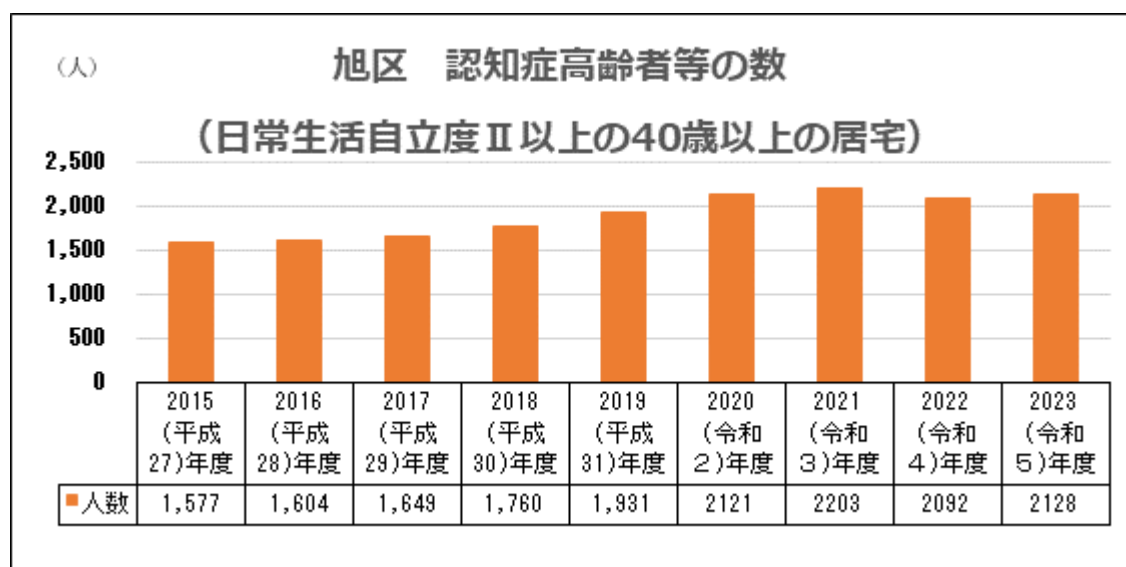
(4) 高齢者（65歳以上）及び年少人口（0～14歳）の状況



(5) 高齢者のいる世帯の状況



(6) 認知症高齢者等の状況

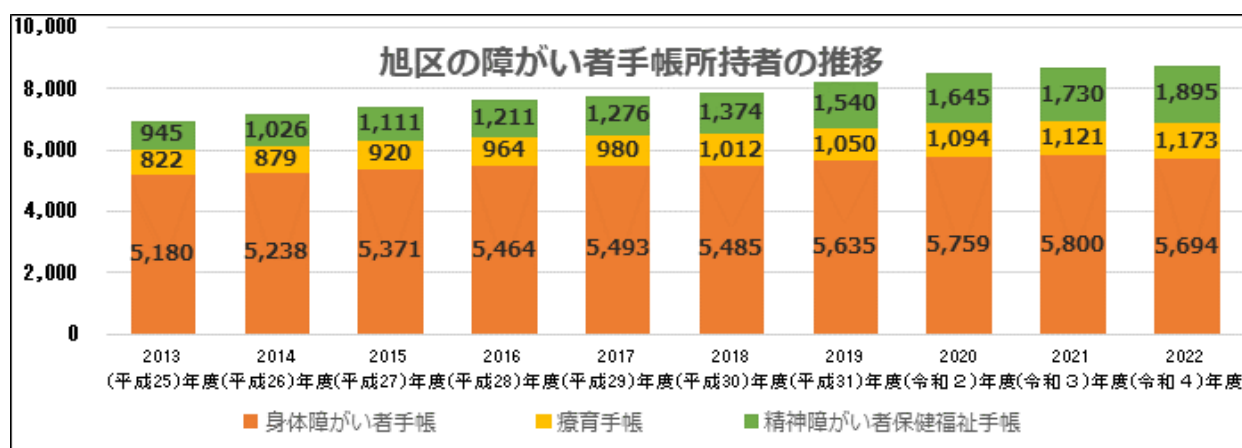


出典：大阪市福祉局福祉事業統計集
各年度3月末時点

(7) 障がい者手帳所持者数の推移

出典：大阪市福祉局

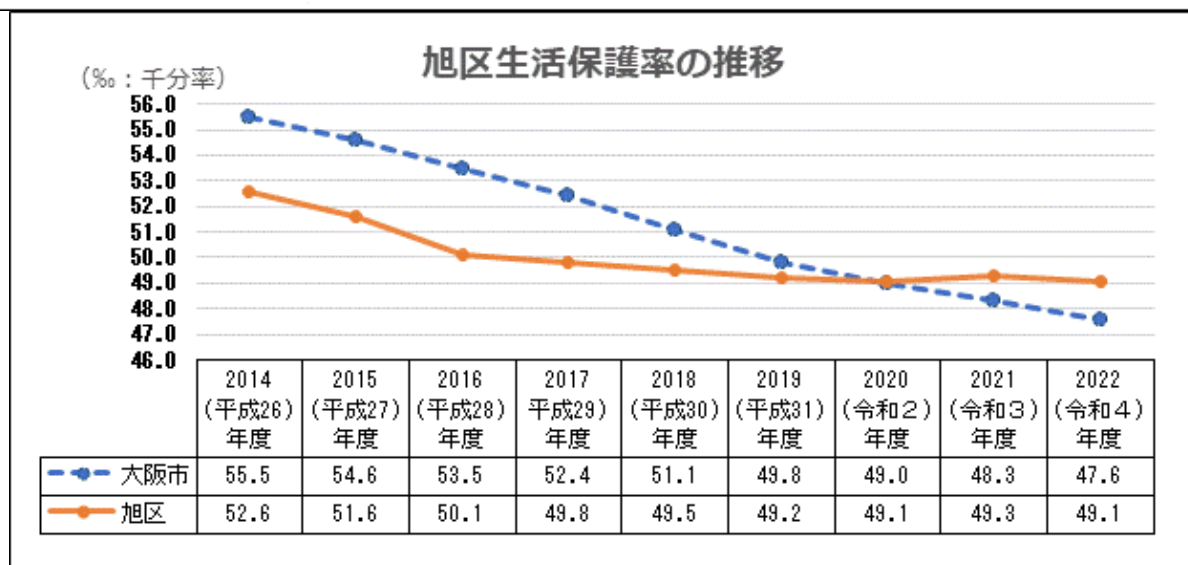
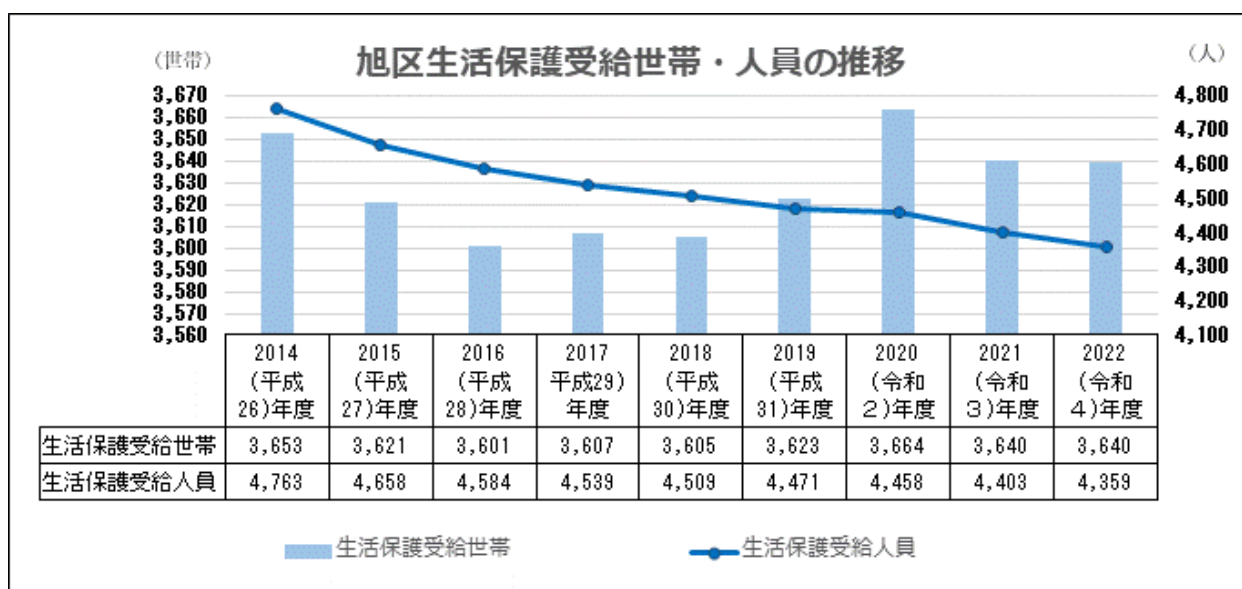
(各年4月1日時点)



(8) 生活保護受給の状況

出典：大阪市福祉局 福祉事業統計集

※各年度3月末時点

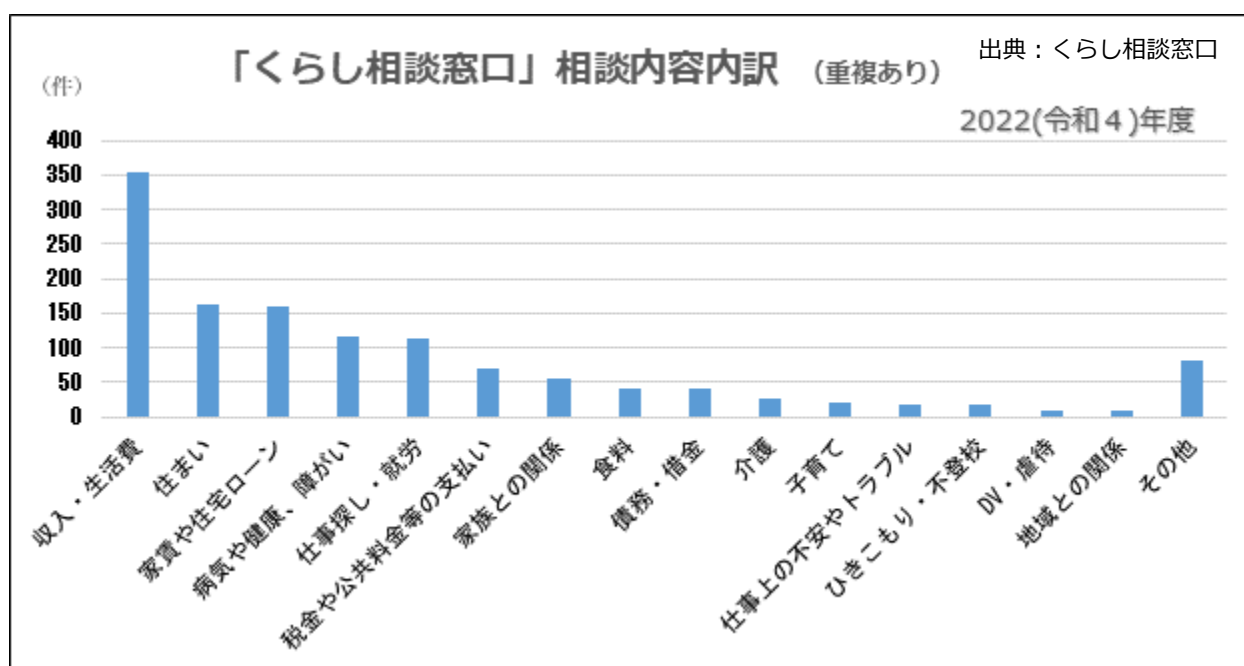


(9) 生活困窮者自立支援事業の実施状況

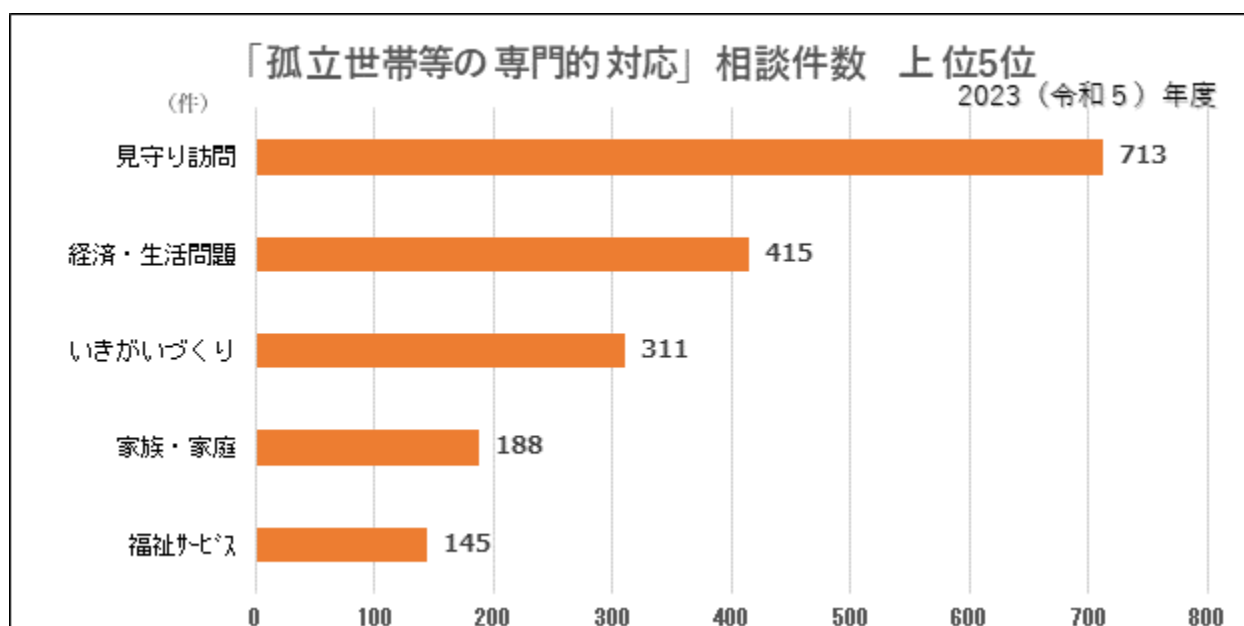
新規相談総件数(本人未特定の相談を含む) 出典：くらし相談窓口

(件)

	2015 (平成27)年度	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31/令和元年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)
大阪市	7,285	8,419	8,001	8,385	8,856	18,484	15,471	13,547
旭区	239	436	484	501	426	936	770	641



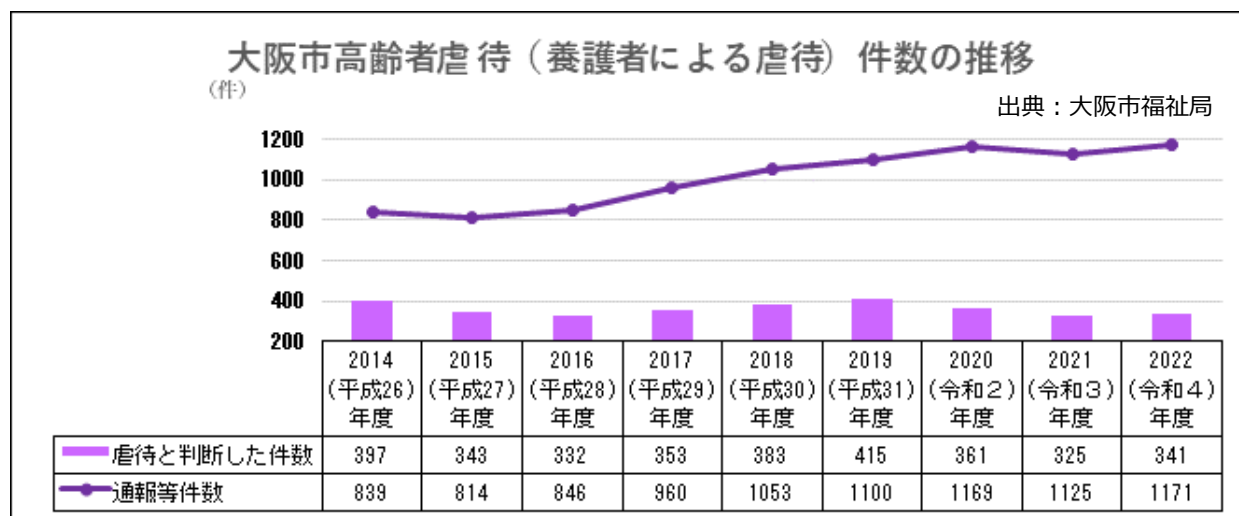
(10) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の相談状況



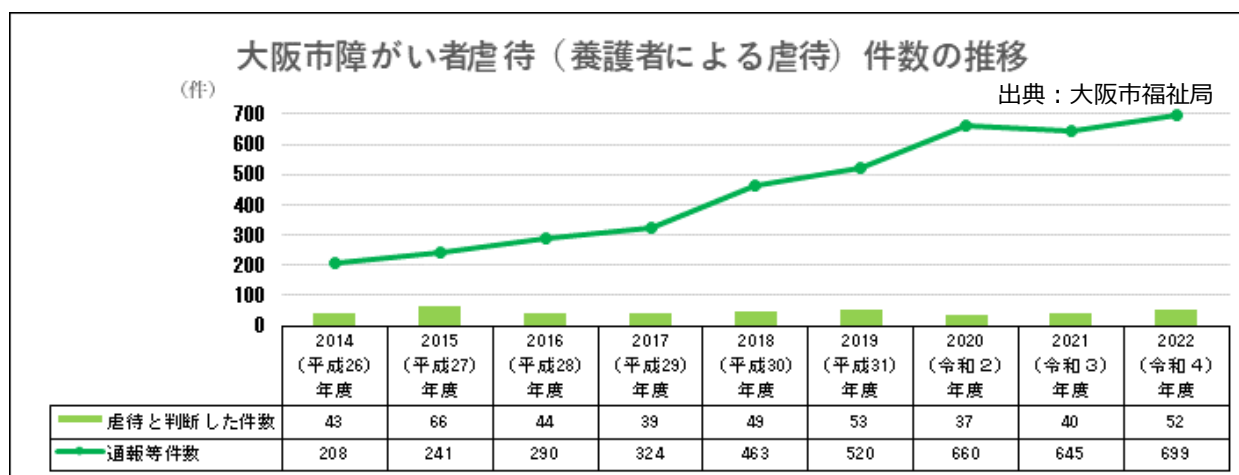
出典：旭区見守り相談室

(11) 虐待の状況

ア. 高齢者虐待



イ. 障がい者虐待



ウ. 児童虐待

